

飯山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、飯山市（以下「市」という。）への寄附促進、市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大を図り、もって市内産業の振興に寄与することを目的とし、市へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対して、贈呈する返礼品等の提供を行う法人又は個人事業者（以下「提供事業者」という。）を募集する。

2 提供事業者の要件

提供事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、要件を満たしていても、市が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- （１）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は圃場等の生産拠点のいずれかが市内にある法人、団体又は個人事業者。ただし、市内で生産された農産物等を原料に加工、製造又は販売を行い、市をPRしていると認められる場合は、市外の提供事業者も可能とする。
- （２）市税の滞納がないこと。
- （３）返礼品の提供に係る事故又はトラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うことができること。
- （４）個人情報適切に扱うことができること。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- （６）代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）及び飯山市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3 募集する返礼品の要件

登録できる返礼品は次の要件を全て満たす必要がある。ただし、要件に適合していても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

○すべての返礼品に共通する要件

- （１）総務大臣が定める基準及び関係通知等に適合するものであること。（※3 ページ「地場産品基準」参照）
- （２）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。
- （３）商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不当景品類および不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）など、関係法規を提供事業者の責任において確実に把握し、遵守しているものであること。
- （４）自ら生産・製造したもの以外の場合は、市のふるさと納税返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- （５）商品情報（使用原材料等）の開示が可能であるとともに、ふるさと納税ポータルサイト等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ及びサンプル等）を提供可能であること。

○食品に関する返礼品の要件

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）など関連法規を提供事業者の責において確実に把握・遵守し必要な許可の取得や適切な食品表示を行っているものであること。
- (2) アレルギー表示義務のある食品の場合、特定原材料 8 品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生<ピーナッツ>）は表示を徹底すること。特定原材料に準ずる 21 品目全てについて表示していることが望ましい。
- (3) 寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね 7 日間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認、調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。

○体験型（宿泊サービス及び代行サービスを含む）の返礼品の要件

- (1) 市内および市有施設内にてサービスが提供されること。
- (2) 「地場産品基準」を満たすサービス内容以外は利用不可となる措置を講じること。
- (3) 寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後 1 年程度の有効期限を設けることができること。
- (4) 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- (5) 安全性の配慮に努めること。

4 提供事業者の特典等

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名及び事業者名などが掲載され、商品等及び事業者の PR ができる。ポータルサイト掲載料、決済手数料及び返礼品の配送に係る送料は市が負担する。
- (2) 返礼品の発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進及び PR を図ることができる。ただし、提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみ送付する場合と送料が変動しない範囲とする。

5 個人情報の保護

提供事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び飯山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）のほか関係法令を遵守すること。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。また、提供事業者でなくなった場合は、速やかに個人情報を破棄すること。

6 その他留意事項

- (1) 返礼品等は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであり、買い取りを確約するものではない。
- (2) 申込みした商品を変更又は辞退する場合は、速やかに市へ報告すること。
- (3) 商品の提供に係る事故やトラブル等に関しては、提供事業者が適正に対応及び処理すること。
- (4) 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市へ報告すること。なお、品質等の保証については、提供事業者が

行うこととする。

- (5) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がある。

7 募集期間

随時、受付するものとする。

8 申込方法

以下の書類をご用意いただき、市 企画財政課 ふるさと応援係までご相談ください。

- ・ 返礼品名
- ・ 返礼品概要及びセールスポイント
- ・ 供給可能期間及び数量
- ・ 商品画像等、返礼品のイメージがわかるもの

9 申込み・お問い合わせ先

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1 総務部 企画財政課 ふるさと応援係（飯山市役所 3 階）

電話：0269-67-0725（係直通）

Email：furusatonouzei@city.iiyama.nagano.jp

(※1) 地場産品基準（平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号）

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
 - 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3 号イ（熟成肉）
- 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものであること。
- 3 号イ（精米）
- 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものであること。
- 3 号ロ（企画立案）
- 当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズそ

の他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2（宿泊）

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7号の3イ五万以下（宿泊）

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

7号の3ロ該当地域（宿泊）

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

7の4（電気）

当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること

8イ

市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。

8ロ

都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。

8ハ

都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

~~~~~  
セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。